



## 《会計・税務の知識》 青色欠損金の繰越控除(2)

### はじめに

青色申告法人の特典の一つである「青色欠損金の繰越控除」につきましては、度々改正が行われており、欠損金額が発生した事業年度により、繰越期間や控除できる金額が異なりますので、今回はその内容についてご紹介いたします。

#### 1. 平成13年4月1日前に開始した事業年度

- ① 繰越期間 5年
- ② 控除できる金額 その事業年度の所得金額

#### 2. 平成13年4月1日以後に開始した事業年度から平成20年4月1日前に終了した事業年度

- ① 繰越期間 7年
- ② 控除できる金額 その事業年度の所得金額

#### 3. 平成20年4月1日以後に終了した事業年度から平成29年4月1日前に開始する事業年度

- ① 繰越期間 9年
- ② 控除できる金額
  - I. 大法人(期末資本金が1億円超の法人)
    - i. 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度  
その事業年度の所得金額の80%
    - ii. 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度  
その事業年度の所得金額の65%
  - II. 中小法人(期末資本金が1億円以下の法人)  
その事業年度の所得金額

※ ただし、資本金の額が5億円以上の親法人に株式を100%所有されている中小法人等については、上記I.大法人と同様の取扱いとなります。

#### ③ 適用除外

上記②I.大法人について、次の事実等が生じた場合、それぞれに掲げる期間については、中小法人と同様、その事業年度の所得金額まで控除することができます。

ただし、その法人の株式が上場された場合や事業の再生が図られたと認められる場合等には、以後の事業年度については、適用除外の取扱いはなく、上記②I.大法人の取扱いとなります。

#### I. 更生手続開始の決定があった場合

更生手続開始の決定の日から更生計画認可の決定の日以後7年間の日の属する事業年度

#### II. 再生手続開始の決定があった場合

再生手続開始の決定の日から再生計画認可の決定の日以後7年間の日の属する事業年度

#### III. 設立した場合

設立の日以後7年間の日の属する事業年度

#### 4. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度

- ① 繰越期間 10年
- ② 控除できる金額
  - I. 大法人(期末資本金が1億円超の法人)  
その事業年度の所得金額の50%
  - II. 中小法人(期末資本金が1億円以下の法人)  
上記3.②II.と同様
- ③ 適用除外  
上記3.③と同様

#### 5. 平成28年度税制改正大綱

- ① 繰越期間  
平成27年度税制改正において講じられました繰越期間を9年から10年に延長する措置について、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされております。
- ② 控除できる金額  
平成27年度税制改正において講じられました控除限度額の引き下げの措置について、次の通りにすることとされております。

平成27年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月～ 平成29年3月	100分の65	平成27年4月～ 平成28年3月	100分の65
		平成28年4月～ 平成29年3月	100分の60
平成29年4月～	100分の50	平成29年4月～ 平成30年3月	100分の55
		平成30年4月～	100分の50

抜粋：平成28年度税制改正の大綱

#### 最後に

「青色欠損金の繰越控除」につきましては、平成28年度税制改正により更に取扱いが複雑化することが見込まれます。当該規定を適用する際には、繰越期間や控除限度額をしっかりと確認する必要があります。(担当：山田 貴也)